

第19号議案

ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例（令和4年ふじみ野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定の次に次のように加える。

第5条第1項第1号の表を次のように改める。

図書館名	休館日
ふじみ野市立上福岡図書館	毎月第3月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
ふじみ野市立大井図書館	毎月第2月曜日（休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

附則中「令和5年10月1日」を「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立図書館の休館日の変更等を行うため、ふじみ野市立図書館条例の一部を改正する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。